

流山市自治会等活動物品貸出規約

(趣旨)

第1条 この規約は、市内の各種コミュニティ活動の醸成に寄与することを目的に、市コミュニティ課が所有する各種物品を貸出しするために必要な事項を定めるものである。

(貸出物品)

第2条 貸出しの対象とする物品は、別表に掲げるものとする。

(対象者)

第3条 貸出しの対象者は次に掲げる者とする。

(1) 市内自治会

(2) 市内まちづくり協議会

(3) 公の機関

(4) 流山市民活動推進センター利用登録団体

(5) その他市長が適当と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、貸出物品を次の各号のいずれかに該当する活動に使用しようとする者は貸出しの対象外とする。

(1) 市外で行う活動

(2) 政治目的を有する、またはその誤解を与えるおそれのある活動

(3) 宗教目的を有する、またはその誤解を与えるおそれのある活動

(4) 営利目的を有する、またはその誤解を与えるおそれのある活動

(5) 公序良俗に反する、またはその誤解を与えるおそれのある活動

(借用の申請)

第4条 物品の貸出しを受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に、自治会等活動物品借用申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1項第1号又は第2号に該当する者 貸出日の6か月前から貸出日の7日前まで

(2) 前条第1項第3号又は第4号に該当する者 貸出日の3か月前から貸出日の7日前まで

(3) 前条第1項第5号に該当する者 貸出日の2か月前から貸出日の14日前まで

(貸出の許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときには、速やかにその内容について審査し、貸出しの可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、自治会等活動物品貸出許可(却下)通知書(別記第2号様式)により、速やかに申請団体に通知するものとする。

(貸出料金)

第6条 貸出しに係る料金は、無料とする。

(貸付期間の制限)

第7条 物品は、貸出日から1週間以内に返却しなければならない。ただし、市長が特に必要であると認めたときは、この限りでない。

(物品の受渡し)

第8条 物品は、使用者が自らその保管場所から搬出入を行うものとする。

(使用者の責務)

第9条 使用者は、最善の注意をもって物品を使用するとともに、物品に改造を加えてはならない。

2 使用後は、使用前と同様の状態に整備し、速やかに返却するものとする。

(事故等の対応)

第10条 物品の使用中に、その物品を損傷したとき、使用者は直ちに物品の使用を中止し、市に報告しなければならない。

2 使用者が、物品を損傷または滅失したときは、市長は、現品をもって賠償を求めることができる。

(許可の取消し)

第11条 物品の貸出しを受けた者が、この規約の規定に従わないとき、市長は直ちに第5条第1項の許可を取り消すものとする。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、直ちに物品の使

用を中止し、市に物品を返却しなければならない。

附 則

この規約は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。なお、施行の日から令和 7 年 9 月 3 0 日までの期間は、第 4 条第 1 号に定める期間について「施行の日から貸出日の 7 日前まで」と読み替える。

別表(第 2 条関係)

貸出物品	数 量
行事用テント（1 間×1 間）	9 式
行事用テント（2 間×3 間）	3 6 式
テント用ウエイト（金属製・水 1 0 k g 用）	約 1 6 0 個
非接触型体温計	2 個